

特許庁からのご案内

特許・商標関係料金が 引き下げられました!!

特許法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」といいます。）等の施行^{※1}により、特許、商標権を取得するための各種料金が以下のとおり改定（引き下げ）されます。

この各種料金は、改正法等の施行日である平成20年6月1日以降に納付される料金から適用となります。改正法等の施行日前後に特許・商標関係料金の納付を予定されている方はご留意願います。

（注）平成20年6月1日に施行されたのは改正法の一部（料金改定関連のみ）であり、その他の改正内容の施行日は異なります。

平成20年6月1日以降に引き下げとなった主な料金

● 出願料

	旧 料 金 ^{※1}	新 料 金 ^{※2}
特許出願	16,000円	15,000円
外国語書面出願	26,000円	24,000円
特許法第184条の5第1項の規程による手続	16,000円	15,000円
特許法第184条の20第1項の規程による申出	16,000円	15,000円
商標登録出願	6,000円+区分数×15,000円	3,400円+区分数× 8,600円
防護標章登録出願	12,000円+区分数×16,000円	6,800円+区分数×17,000円
重複登録商標更新登録出願	21,000円	12,000円

● 特許料（昭和63年1月1日以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求をした出願）

	旧 料 金 ^{※1}	新 料 金 ^{※2}
第1年～第3年まで毎年	2,600円+請求頁数× 200円	2,300円+請求頁数× 200円
第4年～第6年まで毎年	8,100円+請求頁数× 600円	7,100円+請求頁数× 500円
第7年～第9年まで毎年	24,300円+請求頁数×1,900円	21,400円+請求頁数×1,700円
第10年以降毎年	81,200円+請求頁数×6,400円	61,600円+請求頁数×4,800円

● 商標設定登録料、更新登録料

	旧 料 金 ^{※1}	新 料 金 ^{※2}
設定登録料	区分数× 66,000円	区分数×37,600円
設定登録料（分納）	区分数× 44,000円	区分数×21,900円
防護標章登録料	区分数× 66,000円	区分数×37,600円
更新登録料	区分数×151,000円	区分数×48,500円
更新登録料（分納）	区分数×101,000円	区分数×28,300円
防護標章更新登録料	区分数×130,000円	区分数×41,800円

● 国際登録に基づく商標権の個別手数料

	旧 料 金 ^{※1}	新 料 金 ^{※2}
出願料に相当する部分	4,800円+区分数× 15,000円	2,700円+区分数× 8,600円
設定時の登録料に相当する部分	区分数× 66,000円	区分数×37,600円
更新登録料に相当する部分	区分数×151,000円	区分数×48,500円

※1 改正法等の施行日（6月1日）より前の料金を「旧料金」といいます。

※2 改正法等の施行日以降の料金を「新料金」といいます。